

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針2 人々のつながりを安全と安心につなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

目標とする10年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

目標とする10年後の芦屋の姿

8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

目標とする10年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

目標とする
10年後の
芦屋の姿

6

市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

【基本構想】

心身が良好な状態にいることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

施策目標6-1

市民が健康づくりに取り組んでいる

(施策目標推進部：こども・健康部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。	⇒ 特定健診，がん検診の受診及び予防接種者数の向上を目指し，啓発や未受診者対策の強化，接種を受けやすい体制づくりに取り組みました。
○ 食育や食事バランスについての情報提供を行います。	⇒ 「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき，各種相談，講座事業を実施するほか，保育所や学校園においても，保育及び教育課程の中で食育を推進しました。
○ こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。	⇒ 啓発事業のほか，インターネットを活用しメンタルヘルスチェックができる「*こころの体温計」の導入や，訪問，面接，電話による相談事業を充実しました。 ⇒ 芦屋健康福祉事務所など各関係機関との連携や，相談・指導活動も継続して行うとともに，スポーツ事業やイベント等でのストレスの解消法や休養についての普及，啓発活動を実施しました。

後期の課題

- 特定健診やがん検診及び予防接種において，受診率，接種率は向上しているものの，市の計画で定めている目標数値には達していないことから，普及啓発及び未受診者，未接種者対策の強化が必要です。
- 食育について，講座受講者数の増加も見られますが，生涯を通じた望ましい食習慣を身につけるために必要な情報は，年齢や健康状態などによって異なり，食育との関わりも変化することから，子どもから成人，高齢者に至るまで，そのライフステージに応じた啓発や教育を継続して行うことが必要です。
- こころの健康への支援では，自殺予防対策の庁内連絡会議を設置し，相談窓口間の情報共有や気づきの強化を図っていますが，様々な原因や動機に対応した予防支援につながるよう相談窓口間の連携を充実させるとともに，こころの健康について相談しやすい環境づくりを図っていくことが必要です。

後期5年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

(重点取組)

- ① 芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。
- ② がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。
- ③ 定期予防接種の個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
国民健康保険特定健診の受診率	%/年	38.8	↑	60.0
大腸がん検診の受診率	%/年	30.4	↑	50.0
麻しん及び風しん定期予防接種(2期)の接種率	%/年	90.4	↑	100.0

6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。

(重点取組)

- ① 「妊娠・出産期」からはじまる各々のライフステージに応じた相談、教室等による情報提供や、学校、保育所における給食などを通じて食に関する指導の充実を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
食育関係講座などの参加者数	人/年	699	↑	900

6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。

(重点取組)

- ① 「*こころの体温計」の周知を図るなど、相談窓口やストレス解消等の情報提供を進めます。
- ② 各関係機関との連携を深め、相談から支援まで相談窓口の連携が図れるよう、自殺予防対策を進めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合	%	93.7 (H24)	↑	100.0

市民主体による取組

- ◇ 定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇ 予防接種を受けること
- ◇ 健診後の積極的な自己ケア
- ◇ 十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- ◇ 自分にあったストレス解消法の習得
- ◇ 職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

【関連する課題別計画】

第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（H26）

第二期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画（H25～H29）

施策目標 6-2

市民が適切な診療を受けられる

(施策目標推進部：芦屋病院)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。</p>	<p>⇒ 市立芦屋病院改革プランに基づき経営改善を進めるとともに、建替工事によるアメニティ向上や、*緩和ケア病棟の開設、*ICU室設置や救急措置室の拡充による救急医療の充実など、よりよい医療を地域に提供するよう努めてきました。</p> <p>⇒ 市立芦屋病院と地域の医療機関との連携では、*むこねつと患者情報共有システムなどの導入により、検査情報などの活用等の連携を推進しており、紹介率及び逆紹介率ともに増加していますが、*地域医療支援病院の承認及び*がん診療連携拠点病院の指定については未達成となっています。</p>
<p>○ 適切な対処ができる救急医療体制を充実させます。</p>	<p>⇒ 市立休日応急診療所、*一次救急医療及び*二次救急医療の体制を整備しているほか、歯科センターにおいて歯科休日応急診療を実施しました。</p> <p>⇒ 阪神南圏域における広域的な救急医療体制として、小児二次救急医療や眼科・耳鼻咽喉科広域一次救急医療などの体制を整備しており、広報紙やホームページを活用し、救急医療機関情報の提供を行いました。</p> <p>⇒ *救急救命士の育成と人員を確保するとともに、応急手当講習会などを実施し、市民への心肺蘇生法や応急手当についての普及、啓発に取り組みました。</p>
<p>○ 保険医療制度を適切に運営します。</p>	<p>⇒ 国民健康保険、後期高齢者医療制度の周知を図るほか、*ジェネリック医薬品の利用促進への啓発など、医療費の抑制に努め、保険制度の安定的運営に資する取組を行いました。</p> <p>⇒ 福祉医療制度については、早期に適正な医療を受診できるよう制度の拡充を行い、改正内容を広報紙やホームページで周知しました。</p>

後期の課題

- 更に高齢化が進む中、超高齢社会に対応する医療が求められます。高齢期の患者が中心となる時代の医療は、病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持、向上を目指し、地域や自宅での生活ができるように地域全体で支える「地域完結型医療」への変化が求められます。市立芦屋病院においては、地域医療機関との連携、調整を密にし、市民の信頼を得て、安心できる地域医療の提供を目指していく必要があります。
- 救急要請件数が増加する中、救命率の向上に向けて、*救急救命士の更なる人員確保と、「心肺機能停止前の重度傷病者に対する処置範囲拡大」に対応するため、より高度な救命処置が行える*認定救急救命士の育成にも取り組みながら、救急救命活動の充実を図っていく必要があります。
- 保険医療制度の適切な運営においては、平成30年度（2018年度）からの国民健康保険の広域化（都道府県化）に向けた動向を注視しながら、安定的かつ持続可能な保険制度を運営するため、引き続き、特定健診の受診率の向上、*ジェネリック医薬品の利用促進への啓発等、医療費の抑制に向けた取組が必要です。

後期5年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

（重点取組）

- ① 市民の信頼を得て、安心できる地域医療を提供できるように、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市立芦屋病院の病床(199床)稼働率	%	85.0	↑	93.1
紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)	%	37.0	↑	50.0
逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)	%	64.9	↑	70.0

6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。

（重点取組）

- ① 病院前救護の質を高めるために、*救急救命士養成所への派遣促進など*救急救命士の育成を進めます。
- ② 一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。

- ③ 真に救急車を必要とする傷病者に迅速な対応ができるよう、市民への周知、啓発に取り組み、救急車の適正利用を促進します。
- ④ 適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、定期的に情報交換の場を設けるなど、地域医療機関との連携を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*救急救命士の救急業務活動従事者数	人	24	↑	29
*認定救急救命士の救急業務活動従事者数	人	17	↑	29
軽症者数／救急搬送人員	%	54.0	↓	50.0
市内救急搬送者数／搬送人員	%	61.4	↑	64.0

6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。

(重点取組)

- ① 医療費の適正化の推進を図るため、レセプトデータを活用した個別受診勧奨を実施するとともに市民への啓発に取り組みながら、特定健診の受診率や*ジェネリック医薬品の使用率の向上を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*ジェネリック医薬品の使用率	%	54.5	↑	60.0

市民主体による取組

- ◇ かかりつけ医を持つこと
- ◇ 正しい応急手当の習得

[関連する課題別計画]

市立芦屋病院中期経営計画 (H26～H30)

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【基本構想】

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じた的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

施策目標7-1

地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

(施策目標推進部：福祉部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 地域の住民や、ボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。</p>	<p>⇒ 「第2次芦屋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進しました。</p> <p>⇒ 保健福祉センターの総合相談窓口は、相談内容に応じて各専門機関につなぐ役割を果たしました。</p> <p>⇒ *高齢者生活支援センター（介護保険法上では「*地域包括支援センター」とされていますが、本市においては、本名称としています。以下「*高齢者生活支援センター」と表記します。）による介護保険関係者と医療関係者の関係づくりを行いました。</p> <p>⇒ *介護予防センターを拠点とする市内各所で介護予防教室の実施や、*地域発信型ネットワークの改編による相談、連携体制の強化を図るとともに、*地域包括ケアの一部である*地域密着型サービスの基盤整備を行いました。</p>
<p>○ 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。</p>	<p>⇒ 保健福祉センターの総合相談窓口での分かりやすい福祉情報の提供や保健福祉フェアを通じた保健福祉事業の普及、啓発に取り組みました。</p> <p>⇒ 手話通訳者を配置し、聴覚などに障がいのある人の窓口での相談の対応を行うほか、行事等での情報提供を行いました。</p> <p>⇒ 地域密着型などの施設において、近隣住民も参加可能な行事などを通じて情報発信を行いました。</p>
<p>○ 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。</p>	<p>⇒ *権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化、成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者などに対する自立生活に向けた支援、労働講座等を実施しました。</p> <p>⇒ 生活保護については、適正給付に努めるとともに、ハローワークとも連携し、ケースに応じて自立に向けた支援を行いました。</p>

後期の課題

- *地域発信型ネットワークの参加者の多くが固定化されており、取組内容も各地区内での共有にとどまっているといった状況の課題があります。*地域包括ケアの実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に住むだれもが安心して暮らし続けることができるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられた会議などに、自治会などの地域活動を行っている市民や、その団体とつながりのある市民にも広く参加を求めるとともに、問題解決の方法、情報発信、情報を得られる場としての周知、啓発が必要です。
- 障がいのある人に対しては、情報伝達だけでなく、必要な時に入手ができるように、様々な方法による情報発信の検討が必要です（前期基本計画では施策目標1-1に記載していました。）。
- 生活困窮など、支援が必要な人についての相談機関は、充実しつつありますが、支援が必要な人の発見と適切な相談機関へのつなぎについては、引き続き周知、啓発に取り組むとともに、平成27年度（2015年度）に施行された「生活困窮者自立支援法」により、経済的困窮や地域から孤立している人を早期に発見し、相談支援に結びつくよう取り組む必要があります。

後期5年の重点施策

7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。

（重点取組）

- ① 地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、*地域発信型ネットワーク会議参加を地域活動に参加していない市民にも広く呼びかけます。
- ② 保健福祉に関する相談から支援までを、窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となった支援の仕組みをつくるなど、機関間の連携強化を図ります。
- ③ 支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などを活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口のほか、課題解決に向けて取り組んでいる地域などの情報の周知に取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数	人/年	657	↑	838
保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数	件/年	302	↑	600
*高齢者生活支援センターの新規相談者数	人/年	1,201	↑	1,280

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

(重点取組)

- ① 保健・医療・福祉に関する必要な情報を手に入れられるように、*地域発信型ネットワークを通じて発信します。
- ② 視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や*声の広報について、障がい者手帳交付時での直接的な案内などの周知、登録勸奨を充実させるほか、手話通訳者の派遣などを行います。
- ③ *高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数	人/年	657	↑	838
視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合	%	15.5	↑	20.5
手話通訳者などの派遣回数	回/年	201	↑	234
*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(保健・医療・福祉)が参加できる研修会、会議等の参加者数	人/年	339	↑	1,000

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに、地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ① 地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ② 経済的に困窮し支援を必要としている人などが、地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③ 経済的に困窮し支援を必要としている人などに必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*権利擁護支援センターの新規相談者数	人/年	127	↑	170
生活困窮者自立支援相談の利用者数	人/年	※一	↑	500
*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合	%	—	↑	50.0
生活向上による生活保護廃止件数	世帯/年	17	↑	20

※平成 27 年度から実施する事業のため、現状値は表記しませんが、権利擁護支援センターなどの既存の相談機関において、平成 26 年度は約 300 件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。

市民主体による取組

- ◇ 自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇ 地域の活動への積極的な参加など、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇ 地区集会所や介護保険施設の地域交流スペース等の身近な施設の利用

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）

第7次芦屋すこやか長寿プラン21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）

第2次芦屋市市民参画協働推進計画（H27～H31）

施策目標7-2

高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

(施策目標推進部：福祉部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	⇒ 各*高齢者生活支援センターの体制を強化したほか、*地域包括ケアシステムを進めるうえで必要な高齢者の在宅生活を支える「地域ケア会議」の仕組みをつくりました。 ⇒ *権利擁護支援センターにおいて*市民後見人の育成を含めた「権利擁護支援者養成研修」を行うとともに、*権利擁護支援センターの周知、啓発に取り組みました。
○ 高齢者の生きがいを推進します。	⇒ 高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を行いました。 ⇒ 老人クラブへの活動支援として、健康ウォークラリーや演芸発表会などのイベントを行いました。 ⇒ 公民館では、生涯学習の取組として*芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院を実施しました。
○ 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。	⇒ 高齢者の経験や知識等を地域で生かせるように、*シルバー人材センターと共同で事業の企画を実施し、*シルバー人材センターの就労者数の増加につながりました。
○ 総合的な介護予防を推進します。	⇒ 保健福祉センター内の*介護予防センターにおいて、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供するほか、水浴訓練室でも介護予防事業を実施しました。

後期の課題

- 更なる高齢化や生産年齢人口の減少に対応していくため、*地域包括ケアシステムの構築や、高齢者自身が自主的に介護予防に取り組める環境づくりが必要となっています。
- 元気な高齢者や技術・ノウハウを持った高齢者が増えていることから、高齢者が地域の中での役割を担うことにより、本人の介護予防と同時に地域づくりにも貢献できる仕組みを作っていく必要があります。
- 高齢者の社会参加を促進するために、就労の機会や場を確保するとともに、生きがいに繋がる活動を地域で広げていく必要があります。

後期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

(重点取組)

- ① まちぐるみで高齢者を支える地域づくりのために、*地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関などとの連携を図ります。
- ② 高齢者の支援について考え、地域で支える仕組みづくりを実践する市民を増やすため、*地域発信型ネットワーク会議や地域ケア会議を開催します。
- ③ 地域活動などへの参加や関心を持つ市民を増やし、また、地域活動に関わる市民を育てるために、活動団体のPRや地域活動の実践報告の場を提供します。
- ④ *地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護など）を含めた福祉施設の整備を進めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域見まもりネット事業の加入事業者数	件/年	63	↑	100
*高齢者生活支援センターの新規相談者数	人/年	1,201	↑	1,280
地域ケア会議の開催数	回/年	5	↑	25
*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数	件/年	4	↑	10

7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

(重点取組)

- ① 認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する*認知症サポーター養成講座を実施します。
- ② 地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。
- ③ 支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「*介護予防・日常生活支援総合事業」の検討、準備を行い、実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*認知症サポーター養成講座受講者数	人/年	1,285	↑	1,500
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合	%	57.8	↑	75.0

7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

(重点取組)

- ① 高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ② 高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にとじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。
- ③ 地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周知します。
- ④ 「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに介護予防事業の周知、啓発を図るとともに、すでに介護予防事業に参加している高齢者の意識が向上するよう取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*シルバー人材センターの会員数	人/年	1,004	↑	1,300
老人福祉会館の利用者数	人/年	28,859	↑	35,000
老人クラブの会員数	人/年	3,015	↑	3,100
介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数	人/年	26,492	↑	29,000

市民主体による取組

- ◇ 地域ケア会議への積極的な参加
- ◇ *地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加
- ◇ 認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施
- ◇ 自主的な介護予防事業の取り組み

【関連する課題別計画】

- 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (H 27～H 29)
- 第2次芦屋市地域福祉計画 (H24～H28)

施策目標 7-3

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

(施策目標推進部：福祉部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	⇒ 広報紙やホームページ等の活用、市立小中学校での福祉学習、教職員への研修等による普及、啓発を実施するほか、*芦屋市障がい4団体へ補助金を交付し運営支援を行いました。
○ 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	⇒ 障がいのある人の地域の相談支援の拠点として、*障がい者基幹相談支援センターを設置しました。 ⇒ 権利侵害を受けている人の相談から支援までを一元的に担う*権利擁護支援センター事業を実施しました。
○ 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。	⇒ みどり地域生活支援センターでのサービス提供、障がい児などへの療育支援相談及び機能訓練、芦屋市立すくすく学級の運営等、障がいのある人に必要なサービスを提供しましたが、障がい児機能訓練においては、申込者数の全てを受け入れることが出来ない状況がありました。
○ 障がいのある人の就労支援を行います。	⇒ *芦屋市障害者雇用奨励金の交付及び周知を行いました。 ⇒ 市役所における障がいのある人の短期雇用(*チャレンジ雇用)、保健福祉センター館内清掃作業での雇用の場の創出、特別支援学校在校生の実習生受入等を実施しました。

後期の課題

- これまでも障がいへの理解を深めるため、普及、啓発に取り組んでいますが、依然として障がいへの理解は進んでいるとは言えず、子どもから大人まで、様々な教育の場や交流活動を通じて障がいへの理解を深めていくことが必要です。
- 相談件数が増加傾向にあることに加え、相談内容が困難化、複雑化しており、相談員の育成や、*障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関が連携を深め、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、またグループホームなどの生活の自立を目指したサービスの利用意向も多いため、サービス等提供事業所などと連携しながら、障がい福祉サービスなどの基盤整備、充実を図るとともに、人材の育成支援にも取り組む必要があります。
- 就労支援の取組においても、就労場所の大きな増加には至っておらず、阪神南障害者就

業・生活支援センターや関係機関等とも連携しながら、一般就労の機会の拡大や*チャレンジド雇用の充実を図ることが必要です。

後期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

(重点取組)

- ① 障がいへの正しい理解が広がるように、障がい理解のための学習機会の増加、交流活動の場の充実を図ります。
- ② 支援を必要とする人が、途切れのない支援を受けられるように、*サポートファイルの周知、有効活用に向けた研修会等を開催し、*サポートファイルの普及、啓発に努めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
障がいのある人に対する地域の理解度	%	22.9 (H25)	↑	30.9
*サポートファイルの配布部数	累計冊数	133	↑	306

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

(重点取組)

- ① 障がいのある人が安心して相談支援が受けられるように、*障がい者基幹相談支援センターをはじめとした各相談事業者の人材育成など、相談支援事業の充実を図ります。
- ② 障がいのある人一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができるように、*権利擁護支援センター機能を充実し、ネットワークを構築します。
- ③ *障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決等を推進するためのネットワークを構築します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合	%	10.0 (H25)	↑	15.0
障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数	件/年	760	↑	904

7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備を進めます。

(重点取組)

- ① 障がいのある人が必要なサービスなどを利用できるように、*計画相談支援事業を実施します。
- ② *地域生活支援拠点等の機能を持つ福祉施設の整備を進めます。
- ③ 障がい児が、適切な療育、訓練を早期に受けられるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携した療育支援体制の整備を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*計画相談支援事業利用者数	人/年	1,608	↑	8,331
療育支援相談件数	件/年	149	↑	176

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

(重点取組)

- ① 障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就労支援関係機関との連携強化など就労支援を充実します。
- ② 障がいのある人の市役所における短期雇用(*チャレンジド雇用)を推進し、雇用の場を拡充します。
- ③ 障がいのある人が継続して企業で雇用されるように、*芦屋市障害者雇用奨励金の交付など、継続雇用の支援を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
障がいのある人の一般就労移行者数	人/年	10	↑	20
障がいのある人の短期雇用(*チャレンジド雇用)任用延月数	月/年	8	↑	24
*芦屋市障害者雇用奨励金の交付者数	人/年	0	↑	3

市民主体による取組

- ◇ 障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
- ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加

目標とする10年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる。
まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【関連する課題別計画】

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）



一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

【基本構想】

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなっています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されていますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切に、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

施策目標8-1

市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。</p>	<p>⇒ *防犯協会と合同の街頭啓発及び地域の防災訓練時の啓発活動を実施するほか、「安全・安心ガイドブック」を発行しました。</p> <p>⇒ 学校では、全小学校3年生を対象に、児童がいじめ、誘拐、虐待等の様々な暴力から自分を守るための「暴力防止教育プログラム」である*CAP講習会を実施しました。</p>
<p>○ 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務の充実を図ります。</p>	<p>⇒ 「振り込め詐欺について」などの集会所*出前講座のほか、ユープこうべとの協定による悪質商法防止などの啓発チラシの配布、消費生活フェアに取り組みました。</p> <p>⇒ 消費者相談は、相談内容の高度化、複雑化に対応するため、弁護士との連携を図り、取り組みました。</p> <p>⇒ 学校では、小中学校を通じて消費生活に係る学習を系統的、横断的に行いました。社会科において、小学校では、生産や販売の特色やそれらの仕事に携わる人々の工夫等を、また中学校では、身近な消費生活を中心に市場経済の基本的な考え方の学習を行うとともに、家庭科においても、物資やサービスの適切な選択、購入及び活用についての学習を深めました。</p>

後期の課題

- 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については、10年前と比較しておよそ1/4にまで減っていますが、更なる減少に向けて、市民が防犯意識と犯罪予防の知識を持ち、適切な行動を実践できるように、*防犯協会などと連携しながら、犯罪から身を守る方法の周知、啓発等に取り組むことが必要です。
- インターネットサービスが幅広い世代において簡単に使えるようになり、各種トラブルが多発していることから、消費者自らが被害を未然に防ぐことができる知識などを習得できるような情報提供、各種相談や教育活動などの充実が必要で。

後期5年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ① 市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するため，不審者情報，犯罪発生情報，危険箇所に関する情報等を発信し，各種防犯活動の連携強化と啓発に取り組みます。
- ② 犯罪被害者等の置かれた現状の理解を広めるための啓発活動や，県，関係機関，民間団体と連携して，犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援に取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数	件／年	445	↓	230
犯罪被害者等に対する支援制度に関する研修への参加者数	人／年	—	↑	160

8-1-2 消費生活に関する情報提供，相談，教育の充実を図ります。

(重点取組)

- ① 振り込め詐欺やネット犯罪などの最新の事案に対応した情報提供，相談体制の充実とともに，被害の救済へつなげていくための関係機関との連携体制を充実します。
- ② 様々な消費者問題について市民自らの確かな判断と行動ができるように，必要な情報や知識を十分に得られるための教材提供や情報提供を行います。
- ③ 学校において，子どもたちが必要な知識や適切な判断力を身に付けるための学習を計画的に実施します。
- ④ 自らを被害から守るだけでなく，未然に防ぐことができる知識を持った*消費者市民として活躍する人材を育成するため，「(仮称)芦屋市消費者教育基本計画」を策定し，身近なところで知識を学ぶ機会を確保するなど，消費者教育を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
消費生活フェア参加者数	人／年	341	↑	400
消費生活に関する講座の参加者数	人／年	306	↑	359

市民主体による取組

- ◇ 身近な犯罪情報を知ること

[関連する課題別計画]

(仮称)芦屋市消費者教育基本計画 (H28 策定予定)

施策目標 8-2

犯罪が起きにくいまちになっている

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 犯罪を防ぐための活動を促進します。</p>	<p>⇒ 青色回転灯防犯パトロール車による下校時のパトロール、警察によるパトロール、*愛護協会、*まちづくり防犯グループ、自治会等の地域団体との連携による登下校の見守り、*スクールガードリーダーによる小学校区毎の通学路での見守り等を実施しました。</p> <p>⇒ 有害環境の浄化活動（白ポストの設置など）や青少年への相談、指導を行いました。</p> <p>⇒ 愛護委員の活動に伴う広報活動（班ニュース、愛護だより等の発行）のほか、社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、広報、啓発に取り組みました。</p>
<p>○ 夜間でも安心して市内を通行できるようにします。</p>	<p>⇒ *まちづくり防犯グループなどの夜間パトロール結果に基づき、照度調査を行い、必要な場所には、街灯の新設、照度アップの対応を実施するとともに、LED（発光ダイオード）化を実施しました。</p>

後期の課題

- *まちづくり防犯グループメンバーの子ども見守り活動や夜間の見回り活動等が、下校時の児童が犯罪に巻き込まれることを抑制するなど、街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の減少に少なからず寄与しています。しかし、一方では、*まちづくり防犯グループの高齢化や人員の確保が難しい状況となっており、*まちづくり防犯グループと協議を進めながら、グループの活性化を図り、見守り活動などの充実を目指す必要があります。
- 生活安全推進連絡会や芦屋警察署協議会等を通じて、警察とは定期的には情報交換は行っていますが、その情報を十分生かすまでには至っておらず、今後はその情報を生かす取組を行う必要があります。

後期5年の重点施策

8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

(重点取組)

- ① 街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の更なる減少を目指し、*まちづくり防犯グループなどへの若い世代の参加などの活性化を図り、見守り、見回り活動が充実できるよう支援します。
- ② 警察などの関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。
- ③ 照度調査などを行い、街灯の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数	件/年	445	↓	230
市が管理する街灯のLED化率	%	7.7	↑	41.8

市民主体による取組

- ◇ 地域を自分たちで守っていく活動への参加
- ◇ 通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動



まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【基本構想】

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

施策目標 9-1

家庭や地域、行政の防災力が向上している

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。	⇒ 「防災ガイドブック」の全戸配布や国道 43 号以南の地域住民 4 万人を対象とする津波避難訓練を実施するほか、*民生委員・*児童委員の協力などにより、高齢者、障がいのある人の「緊急・*災害時要援護者台帳」を整備しました。 ⇒ 「*1. 17 祈りと誓い」、学校園での防災学習、避難訓練等に取り組みました。 ⇒ 設備面では、防災行政無線について、平成 24 年度（2012 年度）に 7 か所を増設しました。
○ 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	⇒ *統合型発信地表示システムの導入などにより、119 番通報を受けてから出動するまでの時間を短縮しました。 ⇒ 消防体制の強化では、デジタル波の無線設備を整備し、大規模災害時だけでなく日常的な災害時を含めた通信体制を充実させました。
○ 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。	⇒ *災害時における相互応援協定を締結など他団体との連携を強化するとともに、「芦屋市地域防災計画」を毎年更新しました。 ⇒ 備蓄物資として、アレルギー対応食品の導入や子ども向け非常食の導入等も実施しました。

後期の課題

- 南海トラフによる津波などの災害に備えて、*災害時要援護者の避難支援の体制づくりなど、地域住民が一体となって防災へ取り組める基盤作りが必要です。
- 市民が日常的な災害に適切に対応できるような啓発や、消防団員など消防体制の強化が必要です。
- 地域や事業者と連携、協力しながら、総合的に推進できる防災・減災体制を構築していくことが必要です。
- 「兵庫県*国土強靱化地域計画」が策定された後、県の計画を踏まえ本市の「*国土強靱化地域計画」を策定し、本市の脆弱性などの調査、検討を重ねながら、計画的に取り組むことが必要です。

後期5年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

(重点取組)

- ① 市民の防災意識を高めるため、集中豪雨や土砂災害等の災害に備え、集会所単位などでの説明会を行うなど、効果的な周知、啓発活動に取り組みます。
- ② 災害時に地域住民間で協力し合える体制を構築するため、津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。
- ③ 災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「*個別避難支援計画」を策定します。
- ④ *個別避難支援計画に基づく地域住民が主体となった避難訓練の実施や、日頃からの地域での見守りを進める等、共助の地域づくりを支援します。
- ⑤ 災害時に情報入手手段を持たない*災害時要援護者などへの情報伝達手段の追加導入を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自主防災会などによる訓練参加者	人/年	1,116	↑	3,000
土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合	%	0.0	↑	100.0
*個別避難支援計画策定数	件	1,380	↑	3,300
避難訓練に参加した要援護者数	人/年	—	↑	660

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

(重点取組)

- ① 通報場所や内容を早期に確定させるため、日々進化する通信機器に対応した119番受信体制を確立します。
- ② 消防車などの適正利用のため、119番通報の正しい理解に向けて、分かりやすい広報物を作成し、啓発に取り組みます。
- ③ 中高層建築物の事前活動計画を策定するため、*はしご車架梯状況調査を行うとともに、はしご車が接着できる対象物を増やす手法を検討します。
- ④ 地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団促進を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
119番通報受信から出場までの時間	平均時間	2分32秒	↓	2分29秒
緊急性のない119番受信件数	件/年	3,079	↓	2,500
*はしご車架梯・接近状況可否(接着可能棟の割合)	%	55.0	↑	57.0
消防団員数	人	98	↑	110

9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。

(重点取組)

- ① 市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護するため、新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練を実施します。
- ② 災害発生時に民間事業者などの専門的なノウハウ、物資、資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、*災害時における応援協定を*指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設などを見直します。
- ③ 災害発生時に円滑に被災者支援ができる体制とするため、職員及び市民を対象とした防災リーダーを育成します。
- ④ 避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園などに、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できる対策と断水時における生活用水対策を行います。
- ⑤ *災害時協力井戸制度を創設することにより、井戸の所有者又は管理者に協力を求めます。
- ⑥ 市職員間で災害対応の経験・教訓の継承をはじめ、知見等の共有に取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
民間事業者との*災害時における応援協定締結数	件	20	↑	38
防災リーダー養成講座受講者数	人/年	4	→	4
マンホールトイレ及び井戸を設置した学校の割合	%	0.0	↑	54.5
*災害時協力井戸の登録件数	件	0	↑	6
防災士資格を取得した職員割合	%	10.0	↑	25.0

市民主体による取組

- ◇ 災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇ 防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇ 住宅用火災警報器の設置
- ◇ 的確な119番通報
- ◇ 消防団への入団

【関連する課題別計画】

芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

施策目標9-2

災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。	⇒ *フェニックス共済加入促進に取り組みました。 ⇒ 広報紙、新聞折り込み及び自治会等を通じて耐震診断及び耐震改修の支援策についての周知を行いました。
○ 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	⇒ 防災倉庫及び防災資機材を整備しました。 ⇒ 市有の建築物について計画的に耐震化を実施し、*プラント系の建築物を除けば、特定建築物の耐震化は終了に向かっています。

後期の課題

- 国は平成32年(2020年)までに住宅の耐震化率を95%とする目標を掲げており、改定後の「芦屋市耐震改修促進計画」における新たな支援策などを活用することで1戸でも多くの住宅が耐震措置を実施できるよう推進していく必要があります。
- 市内のマンション率は概ね半数であることから、住宅の耐震化の半数はマンションの耐震化であるとも言えるため、マンション管理組合などに対して改修及び建替え等に関する有効な情報提供を行うことや意向調査の実施など、住宅政策と一体的な取組をすることで、耐震化を促進していくことが必要です。
- 公共建築物については、小規模な建築物についても耐震改修などを行っていくとともに、非構造部材の耐震化も進めていくことが必要です。
- 災害などによる被害の軽減及び防災力の向上を図るため、上下水道などのライフラインの防災・減災機能の充実により災害に強いまちづくりを更に進めていくことが必要です。

後期5年の重点施策

9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

(重点取組)

- ① 旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書などの送付及びセミナー等の実施など周知、啓発に取り組みます。
- ② 旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合などに対する意向調査や耐震化に関する情報発信を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
住宅の耐震化率	%	93.3 (H25)	↑	96.0

9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ① 小規模な施設も含めた旧耐震基準の公共建築物の耐震改修又は建替え等とともに、非構造部材も含めた耐震改修を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
公共建築物の耐震化率(50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。)	%	90.0	↑	100.0

9-2-3 ライフラインなどの防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ① 災害などによる下水道施設の被害の軽減を図るため、新たに耐震診断を行い、施設の老朽化の状況も踏まえ、計画的に耐震化を行います。
- ② 災害などによる水道施設の被害の軽減を図るため、緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めるとともに、配水池の耐震化を計画的に行います。また、緊急相互連絡管の増設などによる、バックアップ機能等の充実を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
下水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)	%	21.8	↑	23.2
水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)	%	37.2	↑	45.7

市民主体による取組

- ◇ 建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇ *フェニックス共済への加入

[関連する課題別計画]

- 芦屋市耐震改修促進計画 (H20～H37) (改定予定)
- 芦屋市下水道中期ビジョン (H23～H32)
- 芦屋市公共下水道事業計画 (H23～H28)

目標とする10年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

下水道長寿命化計画（芦屋処理区）（H25～H29）
（旧奥山処理区）（H26～H30）
芦屋市水道ビジョン（H26～H37）

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

目標とする10年後の芦屋の姿

11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標とする10年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いがちがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

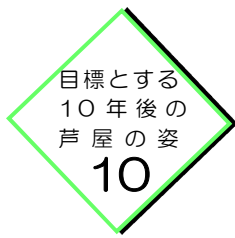
目標とする10年後の芦屋の姿

13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している



花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成 16 年（2004 年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱい美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

施策目標10-1

自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。</p>	<p>⇒ *オープンガーデン、*花と緑のコンクール等を実施しました。*オープンガーデンの参加者は毎年増加しているもの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります。</p> <p>⇒ 街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、寄附による新たな公園整備や南芦屋浜地区の公園、緑地整備など公共空間の花と緑を守り育てる取組を行いました。</p> <p>⇒ 「*緑の保全地区」については新たに3地区を指定するなど緑化推進を行いました。新たな*保護樹の指定には至りませんでした。</p>
<p>○ 安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。</p>	<p>⇒ 兵庫県に対して芦屋川、宮川の保全に係る要望を行いました。</p> <p>⇒ 芦屋観光協会と連携し、あしや山まつりを実施しました。</p> <p>⇒ *芦屋市環境づくり推進会議が主体となって生きもの観察会などを実施するとともに、その活動記録を冊子にまとめて市民に配布し、山、川、海辺の自然への関心や興味の向上を図りました。</p> <p>⇒ 小学校では、5年生を対象とした自然学校、3年生を対象とした芦屋川、宮川、潮芦屋ビーチでの生物観察等の環境体験学習に取り組みました。</p>

後期の課題

- 「*芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。
- 市全域が健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために、市民と行政が協働して取り組むことが重要であり、*花壇活動参加団体を増やす取組とともに、*緑化団体の活動に関わる新たな人材発掘や、新たな*保護樹の指定なども含め、新たな景観施策の取組を検討する必要があります。
- 生きものに関心を持ち、身近な自然に親しむことで、自然環境を守り共生する意識が醸成されるように、芦屋の山、川、海辺などの豊かな自然と触れ合い、学ぶ機会を提供していくことが必要です。

後期5年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。

(重点取組)

- ① *オープンガーデンの参加者や、緑化などの活動団体を増やす取組を進め、市民による市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ② 街路樹、公園、緑地等、公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園、緑道、街路樹等により緑が連続的につながるような公園配置を検討します。
- ③ 市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、*緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、*景観重要樹木や*保護樹の指定を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*オープンガーデン参加者数	人/年	81	↑	125
*花壇活動参加団体数	団体/年	75	↑	99
市街地(奥池地区除く)*緑被率	%	22.0 (H17)	↑	28.0

10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。

(重点取組)

- ① 生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全、維持に努めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合	%	60.0	↑	70.0

市民主体による取組

- ◇ *オープンガーデンへの参加
- ◇ *花と緑のコンクールへの応募
- ◇ 地域での花壇活動への参加
- ◇ *保護樹、保護樹林指定への協力

[関連する課題別計画]

- 芦屋市緑の基本計画 (H17～H32)
- 第3次芦屋市環境計画 (H27～H36)

施策目標 10-2

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。</p>	<p>⇒ 市全域の景観地区とは別に、より良好な景観の創造を目指し、芦屋川沿いを*芦屋川特別景観地区に、また、その文化的景観を市指定文化財に指定しました。</p> <p>⇒ 地域ごとのまちづくりの推進に向けて、船戸町、三条南町、西芦屋町、浜風町1街区、親王塚町で新たに*地区計画を決定しました。</p> <p>⇒ 平成26年(2014年)4月からの景観行政団体移行に伴い、「景観計画」を策定し、独自の屋外広告物条例制定に向け取り組みました。</p>

後期の課題

- 更に市民が住みやすく誇りをもてる美しいまちとなるように、南芦屋浜地区における良好な景観の形成を進めていくほか、景観行政団体の長をを生かした、市全体における景観施策の充実に取り組むことが必要です。

後期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。

(重点取組)

- ① 南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。
- ② 芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知、徹底や市民参画による運用を推進します。
- ③ 美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、「第7次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川両岸などの無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。
- ④ 住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、*地区計画及び*まちづくり協定の周知や策定支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合	%	84.7	↑	90.0
芦屋市屋外広告物条例(H28.4施行予定)の規制内容に適合する屋外広告物の割合	%	62.4 (見込数)	↑	82.5
無電柱化率	%	12.4	↑	14.1
*まちづくり協定の数	地区	3	↑	6

市民主体による取組

- ◇ 景観地区についての理解と協力
- ◇ 住宅などの生垣や石積みの保全
- ◇ 住宅などの道路との敷き際への花木の植栽
- ◇ *まちづくり協定の策定

【関連する課題別計画】

- 芦屋市景観形成基本計画 (H26 改定)
- 芦屋市景観計画 (H27)
- 芦屋市都市計画マスタープラン (H 24～H32)

環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

施策目標 1.1-1

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知、啓発に努めます。</p>	<p>⇒ 打ち水大作戦、緑のカーテンの普及イベント、*ライトダウンキャンペーン、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店、星空観察会等を実施するほか、住宅用太陽光発電システム設置及び市内の事業者への低公害車普及促進に対する助成制度を実施しました。</p> <p>⇒ ごみの減量化、再資源化では、芦屋市商工会と連携したフリーマーケットの開催、粗大ごみとして収集した自転車、家具類の再生品を提供するリユースフェスタの開催、小中学生を対象にしたポスター展の開催、ごみ焼却場などの施設見学会の開催、マイバックキャンペーン等の実施のほか、*持ち去り防止パトロールを実施し、持ち去り者に対する啓発を行うとともに、持ち込みごみの予約制を導入し、事業系ごみの適正処理、持ち込み件数とごみ量の減少に取り組みました。</p> <p>⇒ 学校では、光熱水費節減額の一部を予算還元する「省エネプロジェクト」を実施し、児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの推進活動を行いました。</p>
<p>○ 行政も事業者として適切な廃棄物の処理や*公共用水域の水質保全など、環境に配慮した取組を推進します。</p>	<p>⇒ 電気使用量やコピー用紙使用量の削減、庁舎内から排出される廃棄物の減量化の推進のほか、公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により、ランニングコストの削減に加えてCO₂排出削減に取り組みました。</p>

後期の課題

- 様々な取組とその成果から、市民及び行政による環境に配慮した取組の実践や意識啓発の推進は図られてきていると考えられますが、地球規模の環境問題である地球温暖化防止へ向けた更なる取組が進むよう、情報や学ぶ機会を提供するとともに、市民と行政が一体となった取組を推進する必要があります。
- ごみの減量化、再資源化の取組については、事業系ごみに対する適正処理やごみの減量の啓発を実施しているものの、十分浸透していないことから、効果的な取組を実施する必要があります。

後期5年の重点施策

11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。

(重点取組)

- ① 市民と行政が一体となった取組が推進できるように、環境問題やエネルギーに関する情報を把握し、情報提供や学習機会を充実します。
- ② 市民、事業者が協働して取り組めるように、環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや、環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組みます。
- ③ ごみの減量化、再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制や*持ち去り防止パトロールの実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。
- ④ 事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約により事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に注意喚起などを行います。
- ⑤ 事業系ごみの減量化を推進するため、簡易包装などに取り組む店舗などを「スリム・リサイクル宣言の店」に指定する事業を、今後一層推進していきます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別等環境に配慮した行動を実践している市民の割合	%	53.5	↑	60.0
市民から出される燃やすごみの量	kg/ 人・年	家庭系 210.8 事業系 100.5 計 311.3	↓	家庭系 187.6 事業系 89.5 計 277.1
再資源化物のリサイクル率	%	16.9	↑	19.6

11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。

(重点取組)

- ① 「*環境マネジメントシステム（EMS）」及び「環境保全率先実行計画」等に基づき、全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。
- ② 公共施設の保全計画と省エネ診断との連動により、公共施設における効率的、効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
行政の事業における温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	12,428	↓	※11,807

※「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」は、平成27年度中に改定予定のため、数値に変更が生じた場合は、その値をめざす値とします。

市民主体による取組

- ◇ 省エネ意識をもった生活
- ◇ 環境負荷の少ない設備の設置
- ◇ 環境負荷の少ない製品の購入、利用
- ◇ 建物の新築・増改築時における*雨水浸透施設の設置
- ◇ ごみの分別排出の徹底
- ◇ 生ごみの水切り
- ◇ 食材や日用品の最後まででの使い切り

【関連する課題別計画】

第3次芦屋市環境計画（H27～H36）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）

芦屋市分別収集計画（H26～H30）

第4次環境保全率先実行計画（H28～H32）（改定予定）

施策目標 11-2

清潔なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。</p>	<p>⇒ 「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、JR芦屋駅に加え、平成23年度（2011年度）より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成25年（2013年）10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成23年（2011年）6月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及びパトロールを行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに、取組を総合的に推進するために平成26年（2014年）3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。</p> <p>⇒ 市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。</p> <p>⇒ 美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しました。</p>

後期の課題

- 行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、地域での取組の広がりが見られないことや、喫煙する人や犬を飼っている人で目の届かないところでのマナー違反が見受けられるなどの課題もあり、マナー向上を更に高めるために、今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、一体となった取組を推進していくことが必要です。
- 市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらうためには、周知が不足しているという課題があり、市の内外に向けた周知が必要です。

後期5年の重点施策

11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

(重点取組)

- ① 市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。
- ② 市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者などの関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知、啓発活動を強化します。
- ③ 良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについての啓発などを推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合	%	72.0	↑	80.0
地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合	%	63.3	↑	70.0

市民主体による取組

- ◇ 地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発

【関連する課題別計画】

芦屋市市民マナー条例推進計画 (H26～H30)



交通マナーと思いやりがまちに行き渡り，市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は，大阪市と神戸市の中間に位置し，都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし，市域が南北に細長く北から南への傾斜があり，南北の公共交通はバスによるものとなっていることや，鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また，比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが，道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには，歩道や交通安全施設の整備だけでなく，自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り，歩行者優先に心がけ，歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また，自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら，まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには，一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち，他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに，安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され，市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

施策目標 12-1

交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。	⇒ 春・秋の「全国交通安全運動」期間中に JR 芦屋駅前などでのイベント開催，横断幕，のぼり旗の設置などを行い，チャイルドシート着用の街頭啓発を行ったほか，自転車等交通安全街頭啓発，自転車運転安全教室を実施しました。 ⇒ 保育所，幼稚園，小学校等において，交通ルールを守り，安全な生活が送れるよう学習する場として，保護者も含めた交通安全教室を実施しました。

後期の課題

- 交通事故による死傷者数は全体として減少傾向にあります。高齢者と 15 歳以下の子どもは，ともに事故が減少傾向にあります。高齢者については，死傷者の中での占める割合が高くなっています。それぞれ，交通事故にあうケースの多くは，飛び出しや信号無視，安全確認不足など，交通ルール違反が原因であり，危険察知，安全確認の徹底など，引き続き啓発を行っていくことが必要です。
- 自転車乗用中の死傷者のうち約 6 割が，交通ルール違反が原因となっている背景もあり，平成 27 年(2015 年)6 月に道路交通法が改正されました。自転車は「車両」とあるということの理解への周知強化とともに，ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発，安全教育を推進することが必要となっています。
- 自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県では条例が制定され，自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化されたことから，賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。

後期 5 年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ① 子どもや高齢者の交通事故を減少させるために，街頭啓発，交通安全教室，地域の集会の場等を活用し，周知，啓発を更に強化します。
- ② 子どもに対する交通安全教室の内容を見直し，地域の特徴にあわせて改善するとともに，自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。

- ③ 自転車に関わる交通事故を減らすために、自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めます。
- ④ 自転車事故の際の危機管理として、賠償責任保険の加入促進などの普及、啓発に取り組み、自転車の安全利用の定着を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
高齢者の市内交通事故件数	件/年	49	↓	15
子どもの市内交通事故件数	件/年	25	↓	14
市内の自転車に関わる事故件数	件/年	251	↓	188
自転車利用者賠償責任保険加入者割合	%	29.3 (H25)	↑	100.0

市民主体による取組

- ◇ 道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようお互いに配慮した思いやり
- ◇ お互いに交通ルールやマナー違反についての注意呼びかけ
- ◇ 自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先
- ◇ 自転車事故に関する賠償保険の加入

【関連する課題別計画】

第10次芦屋市交通安全計画（H28～H32）（改定予定）

施策目標 12-2

公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。	⇒ 市役所周辺及び市内各所において、歩道の切下げ部や公園施設のバリアフリー化を順次実施するとともに、*交通バリアフリー推進連絡会を開催し、「交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた様々な整備に関する情報交換などを行いました。
○ 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。	⇒ 建物のバリアフリー化の取組としては、公共建築物の大規模改修工事などに合わせて推進しており、一定規模以上の公共建築物の建替え又は改修時には兵庫県の「福祉のまちづくり条例」による対応を行い、さらに、利用者側の視点を盛り込んだ施設計画とするため、事前に市内福祉団体の意見聴取なども行いました。 ⇒ 移動に対するバリアフリー化の取組としては、阪急バスに対するノンステップバス購入助成のほか、阪急芦屋川駅構外南側スロープの新設工事に係る助成を行いました。

後期の課題

- 道路や公園については、地形的な制約などによりバリアフリー化を整備することが困難な箇所もありますが、高齢者や障がいのある人なども含めたあらゆる人が、安全・安心・快適に施設の移動及び利用ができる環境づくりのために、*ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、更なるバリアフリー化を計画的に進めていくことが必要です。

後期5年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。

(重点取組)

- ① 全ての人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ② 安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、景観に配慮した分かりやすく統一的な*サイン計画に見直します。
- ③ 長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。

- ④ 公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体などからのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替えなどの計画に活用します。
- ⑤ 円滑に市街地を移動できるよう、現地調査などを行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
歩道切下げ部のバリアフリー化率	%	34.5	↑	46.7
公園施設のバリアフリー化率 (施設誘導園路, 多目的トイレ等の施設整備状況)	%	16.9	↑	56.6
公共建築物のバリアフリー化率 (多目的トイレの整備状況)	%	75.0	↑	79.0

市民主体による取組

- ◇ 点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと

【関連する課題別計画】

- 芦屋市交通バリアフリー基本構想（H19～）
 第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）
 芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

施策目標 12-3

市内を安全かつ快適に移動できる

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。	⇒ 修繕計画に基づく道路、橋りょう等の修繕・整備、交通安全施設（防護柵）の改修、通学路における路側帯の設置、拡幅及びカラー化を実施しました。
○ 駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。	⇒ JR芦屋駅南地区では、まちづくり整備計画の策定に向け、地元住民等と勉強会などを開催しました。
○ 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組めます。	⇒ バス運行の改善や利便性の向上についての関係機関との協議のほか、山手幹線での全線開通後の環境調査や交通量調査を実施しました。 ⇒ 兵庫県とともに都市計画道路の見直し作業を実施し、本市の特性や社会情勢等に応じた市内道路網の見直しを行いました。
○ 店舗や駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組を進めます。	⇒ 違法駐輪自転車などへの警告、移送、撤去を定期的に行うことにより、違法駐輪の撤去台数が減少しました。

後期の課題

- 道路、橋りょう等の老朽化対策は全国的にも課題となっており、「芦屋市道路橋長寿命化修繕計画」などを見直し、今後は「*公共施設等総合管理計画」とも整合を図りながら、修繕、整備を行っていくことが必要です。
- 市民が安全かつ快適に移動できるように、JR芦屋駅南側において駅前広場、周辺道路、駐輪場の整備やバス路線の再編など、交通結節機能を高める取組を進めていくことが必要です。

後期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備、維持管理を適切に行います。

(重点取組)

- ① 橋りょうを安全に通行できるように、老朽化した橋りょうを定期的に点検し、修繕、架け替え等を行います。

- ② 道路を安全に通行できるように、芦屋川沿いの防護柵の改修の実施など歩行者の安全対策を行います。
- ③ 道路を安全に通行できるように、歩行者、自転車、自動車の共存が図れるよう様々な工夫を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
防護柵の改修率	%	75.3	↑	89.7
道路上での人身事故の件数	件/年	347	↓	203

12-3-2 J R 芦屋駅周辺の交通結節機能高める取組を進めます。

(重点取組)

- ① 安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように、J R 芦屋駅南側の駅前広場及び周辺道路を整備します。
- ② J R 芦屋駅南側において分散化された既存の駐輪場を集約、整備します。
- ③ バスを利用しやすくなるように、J R 芦屋駅の南北バス停の再配置に伴う路線再編に向けて関係機関と協議します。

市民主体による取組

- ◇ 駐車場や駐輪場の利用

[関連する課題別計画]

芦屋市道路橋長寿命化修繕計画 (H27~H36)

*公共施設等総合管理計画 (H28 策定予定)



充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【基本構想】

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まってきています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

施策目標 13-1

良質なすまいづくりが進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。</p>	<p>⇒ *芦屋川特別景観地区の指定や景観計画の策定など、緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図りました。</p> <p>⇒ *長期優良住宅に係る認定申請の審査、中堅所得者層向けの*特定優良賃貸住宅の提供を行いました。</p> <p>⇒ 「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改正し、*まちづくり協定制度の導入とともに、条例に基づく開発・建築に関する審査、指導等、良好な住環境の維持、保全及び育成に努めました。</p>
<p>○ 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。</p>	<p>⇒ 住宅相談窓口の運営、分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業の実施、介護保険制度の要介護又は要支援者への住宅改造費助成等により、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームを促進しました。</p> <p>⇒ 「芦屋市耐震改修促進計画」の見直しを行い、住宅の耐震化を更に促進するための施策を盛り込むとともに、特に高経年マンションについては改修と建替えを一体的な施策として取り組む課題がある中で、マンション管理組合のネットワーク会議の開催などにより、マンション管理組合の情報交換、共有の場づくりを支援しました。</p>
<p>○ 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。</p>	<p>⇒ 翠ヶ丘町5番住宅建替工事や高浜町1番における*市営住宅等大規模集約事業の推進など、「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行いました。</p>

後期の課題

- 住宅都市である本市にとって、質の高い良好な住環境の形成は重要な施策であり、引き続き、*長期優良住宅等の普及や「景観計画」及び「住みよいまちづくり条例」等による良質な住宅の供給を継続していくことが必要です。
- 新築される住宅などへの規制と同時に既存の住宅ストックがいかに良質な状態で維持、管理、更新、再生されていくかが、まちづくり全体を見るときでは大きな課題となるため、住宅相談の充実とともに、新たな課題である中古住宅の流通促進や空き家（戸建、集合）などへの対応についても取り組んでいくことが必要です。

- 特に高経年マンションにおいては、改修や建替えを検討していく管理組合などとの関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックを維持するための最善の方向へ誘導していくことが必要です。
- 住宅に困窮する市民に適切に住宅を供給できるよう、既存の市営住宅などの適切な維持、管理、更新を行っていくとともに、*市営住宅大規模集約事業については、適切な進行管理を行うことが必要です。

後期5年の重点施策

13-1-1 質の高い魅力ある住まいづくりを促進します。

(重点取組)

- ① 良好な住環境の維持、誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等の適切な運用を図ります。
- ② 長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、*長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。

13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策を進めます。

(重点取組)

- ① 住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。
- ② マンションの共用部や、高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むよう、バリアフリー改造助成の周知、啓発に取り組みます。
- ③ 良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ④ 空き家（戸建、集合）の現状を把握し、課題などを整理するための取組として、分譲マンションの利用状況調査を実施し、今後の取組を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合	%	4.4	↑	7.6
分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数	件/年	419	↑	430

13-1-3 *市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。

(重点取組)

- ① *市営住宅大規模集約事業において、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。

市民主体による取組

- ◇ 良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇ マンション管理組合の理解と協力
- ◇ 市営住宅の建替などについての入居者の理解と協力

[関連する課題別計画]

- 芦屋市緑の基本計画 (H17～H32)
- 芦屋市景観形成基本計画 (H26 改定)
- 芦屋市景観計画 (H27)
- 芦屋市耐震改修促進計画 (H20～H37) (改定予定)
- 芦屋市住宅マスタープラン (H20～H29)
- 芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画 (H22～H41)

施策目標 13-2

住宅都市としての機能が充実している

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。</p>	<p>⇒ 市の保有する建築物の保全計画を策定し、それに基づく工事を実施しました。</p> <p>⇒ 建築物以外の上下水道、公園、橋りょう等について、それぞれの改修計画に基づく工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに、設備の効率的な活用や長寿命化を進めました。</p>

後期の課題

- 今後、多くの公共施設において、老朽化対策及びそのための財政負担が大きな課題となる中で、公共施設などの効率的な活用と長寿命化を図るとともに、都市施設整備をはじめ、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえた将来的なまちづくりの基本的な考え方を検討する必要があります。
- 個別施設については、平成 28 年度策定予定の「*公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえつつ、定期点検などにより施設の課題を把握し、計画的に改修などを進めていくことが必要です。
- 芦屋霊園では、建設から 60 年を経過し、施設の老朽化なども目立ち、部分的な整備では対応が困難となってきています。また、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地に対する価値観の多様化や継承が困難になるという課題もあることから、これを踏まえた再整備及び管理方法を検討する必要があります。
- 環境処理センター内の施設においては、社会環境の変化に対応するため、様々な課題を整理し、計画的な施設の整備と管理運営について検討し、事業を進めることが必要です。

13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。

(重点取組)

- ① 公共建築物の定期点検などにより施設の問題を把握し、適切な改修や維持管理を行うとともに、未策定となっている小規模施設の保全計画を策定します。また、施設の効果的な活用なども検討します。
- ② 上水道施設を安全で安心して利用できるよう、「施設整備計画」に基づき、計画的に改築、更新を行います。
- ③ 快適な下水道施設を維持していくため、「下水道長寿命化計画」を策定し下水道施設

の改築，更新を行います。

- ④ 公園を安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき，公園ごとの特性にあわせて公園施設の更新を進めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
公共建築物の保全計画策定率 (処理場等*プラント施設は除く)	%	79.8	↑	84.6
全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合 (年度毎の更新管路延長／管路総延長)	%	1.5	→	1.5
全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合 (年度毎の更新管路延長／管路総延長)	%	0.2	→	0.2
公園施設更新率 (公園施設更新数〔箇所〕／更新対象施設数〔休養，遊具，管理施設等〕〔箇所〕)	%	16.3	↑	50.0

13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備，運営します。

(重点取組)

- ① 霊園施設については，新たな納骨方法を検討し，必要な施設を整備するなど修景に配慮した公園墓地として再整備に取り組みます。
- ② 環境処理センター内のごみ焼却施設及び*パイプライン施設等については，社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため，施設の運営方針を定め，計画的に事業を進めます。

13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。

(重点取組)

- ① JR芦屋駅南地区において，本市の玄関口としてふさわしい，住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。
- ② 南芦屋浜地区のまちづくりについては，地元との調整も図りながら完成に向けて取組を進めます。
- ③ 都市計画道路などの都市施設，市街地開発等を効率的に整備するため，交通機能，防災機能等の様々な視点を踏まえ，都市施設等の整備に関する基本方針などを検討します。

【関連する課題別計画】

- 公共施設の保全計画（H24）
- 芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）
- 芦屋市公園施設長寿命化計画（H28～H37）（改定予定）
- 芦屋市水道ビジョン（H26～H37）
- 芦屋市下水道中期ビジョン（H23～H32）
- 芦屋市公共下水道事業計画（H23～H28）
- 下水道長寿命化計画（芦屋処理区）（H25～H29）
（旧奥山処理区）（H26～H30）
- 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）
- *公共施設等総合管理計画（H28 策定予定）

施策目標 13-3

市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。	⇒ 商工会と協働した商業活性化対策事業としてのイベント補助、アーケードの補修等商業共同施設補助、空き店舗を利用した創業の支援等活力あるまちなか商店街づくり補助等、商店街の活性化や商業施設整備の支援を行いました。
○ 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。	⇒ 商業診断を実施し、商業振興の方向性を検討しました。 ⇒ 駅周辺の交通量、土地利用状況の調査を実施するとともに、JR芦屋駅南地区のまちづくり整備基本計画の策定に向け、地元住民等との勉強会などを実施しました。

後期の課題

- 空き店舗が目立つ商店街、後継者不足問題等の課題がある中、市内商業が活性化するように、新たな創業や後継者の支援に取り組むとともに、市内事業者の商品の魅力を全国に発信していく必要があります。
- 市民の利便性の向上のため、JR芦屋駅南地区のまちづくりにおいて、他の商業地域とのつながりも考慮しながら、商業・業務施設の立地の誘導を進めるなど、生活利便性を向上させるよう取り組む必要があります。

後期5年の重点施策

13-3-1 生活利便性を向上させるため、市内の商業を活性化します。

(重点取組)

- ① 新たな創業者への支援として「芦屋ブランド」活用による創業の効果もアピールしながら、また、活気にあふれた事業所が増えるよう、芦屋市商工会と協働して後継者育成に取り組めます。
- ② 市内商業の活性化を図るため、市内事業者の商品について、全国にその魅力を発信します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
新規起業のための創業塾受講者数	人/年	31	↑	60
*ふるさと寄附金商品件数	件/年	—	↑	35

13-3-2 JR芦屋駅南地区まちづくりにおいて、生活利便性を向上させる取組を進めます。

(重点取組)

- ① JR芦屋駅南地区の商業について、まちづくり計画と十分な調整を図りながら、芦屋市商工会や芦屋市商業活性化対策協議会と協議し、取組を進めます。
- ② JR芦屋駅南地区と他の商業地域とがつながり、様々な相乗効果が得られるように、商業・業務施設の立地を誘導します。

市民主体による取組

- ◇ 身近な商店や商店街の利用

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりに つなげる

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

14 信頼関係の下で市政が展開している

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状態になっている

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

目標とする
10年後の
芦屋の姿

14

信頼関係の下で市政が展開している

【基本構想】

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

施策目標 1.4-1

市民参画による開かれた市政を運営している

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信し、透明性の確保に努めます。	⇒ 広報あしや、ホームページ、広報番組のほか、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による情報発信を開始するなど、適切な時期での分かりやすい発信に努めました。 ⇒ 各種計画書、統計資料、阪神・淡路大震災関連資料等を行政情報コーナーなどに配架しました。
○ 市民参画の機会の充実に努めます。	⇒ 審議会などの活用、*ワークショップの開催、*パブリックコメントや意見交換会の活用など、市政に対する市民の参画に必要な手続を実施しました。
○ 総合計画の取組の成果を市民目線で確認しながら、施策を改善していきます。	⇒ 総合計画の前期基本計画の取組について、市民アンケートと連携した施策評価を実施し、後期基本計画策定に活用しました。

後期の課題

- 市政に関する様々な情報提供を行っていますが、市政に対するアンケート調査では回答率が50%を下回ることや、「わからない」との回答が3割程度あるほか、*パブリックコメントを募集しても意見が0件の場合が少なくない状況となっています。市民アンケートにおける本施策目標の進捗に関する設問では、市民と職員との意識に大きな開きがある結果となっていることから、市民に関心を持ってもらえるための取組が必要です。
- これまでも市政における様々な取組について評価を実施し、改善に努めてきましたが、その進捗状況の公表や市民目線での評価が十分でないことなどが課題となっており、アンケートの定期的な実施などで市民の意見を把握して市政に反映できるよう、分かりやすい評価の実施とそれを踏まえた事業展開や、市民が参画しやすくするための工夫が必要です。

後期5年の重点施策

14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。

(重点取組)

- ① 市民が市政に関心を持つよう情報の公開度を高めるため、情報提供の在り方を見直します。

- ② 情報提供手段として*ICTの活用などとともに、オープンデータなど2次利用可能な方法を検討します。
- ③ 重要な歴史資料などの選別、保存方法の検討を含め、公文書の適正な管理、保存を更に進めていきます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」という問いに、肯定的回答をした市民の割合	%	51.5 (H25)	↑	61.8

14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。

(重点取組)

- ① *パブリックコメントなど市民参画の仕組みについての周知を充実するなど、市民がより積極的に市政に参画しやすい取組を進めます。
- ② 市民参画・協働に積極的に取り組む職員を育成します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*パブリックコメントを知っている市民の割合	%	18.3 (H25)	↑	25.0
「市民参画による開かれた市政運営をしている」という問いに「わからない」と回答した市民の割合	%	47.9	↓	40.0
職員アンケートで、協働したことの成果があると回答した職員の割合	%	79.8 (H25)	↑	88.8

14-1-3 各施策について、市民目線での評価、改善に取り組めます。

(重点取組)

- ① 総合計画をはじめ各種計画などの策定にあたっては、目標を定め、その評価を通じて各施策の進捗状況を分かりやすく発信します。
- ② 市民目線での事業推進に取り組むため、市民の声を把握し、改善に生かします。
- ③ 職員に対し、様々な機会を活用し、重点取組、重点施策等の意識付けなど、総合計画の啓発に努めながら、事業推進を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した市民の割合	%	28.8	↓	23.0
係長級以上職員(事務事業評価対象部門)における、後期基本計画の重点施策の認識度	%	85.4	↑	100.0

市民主体による取組

- ◇ 市政に関する情報の積極的な利用
- ◇ 市民参画の機会への積極的な参加

【関連する課題別計画】

- 第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H 27～H31)
- 芦屋市情報提供の推進に関する指針 (H 17)
- 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針 (H 25 改定)

施策目標 1.4-2

変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

(施策目標推進部：総務部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 職員一人一人が能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。	⇒ 「芦屋市人材育成基本方針」に基づき「“あしや”人材育成実施計画」を策定し、職員の意識改革、資質向上、能力開発に取り組みました。
○ 職員一人一人が横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。	⇒ 組織横断的課題については、庁内調整会議や*プロジェクトチームの設置等を行うとともに、行政サービス向上策として、部課横断的な改善の取組「*芦屋GrowUPチャレンジ」を実施しました。
○ 職員一人一人が公正の確保、法令遵守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。	⇒ 市民から信頼される市政を進めていくために、個人情報保護や危機管理などの研修を行いました。

後期の課題

- 変化する社会状況や多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、効果的で効率的な行政運営を行い、信頼される市政を進めるためには、更に柔軟で組織横断的な対応力や危機対応能力の向上が課題となっています。
- 課長級以上の職員を対象に本格導入している人事評価制度を全職員に拡大し、行政サービスの質の向上に努力した職員を公正に評価し、自ら考え行動する職員を育成するなど、人材育成を効果的に推進していくことが必要です。

後期5年の重点施策

14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。

(重点取組)

- ① 努力した職員を公正に評価するために人事評価制度を全職員に導入し、上司と部下がともに成長できる、人が育つ人事評価を実施します。
- ② 迅速かつ柔軟に課題解決を図れるよう、ベテラン職員から技術やノウハウを伝承するなど、自治体職員としての高度な知識、技術の習得を図ります。
- ③ 政策形成力を発揮することでまちづくりが進めていけるよう、庁内外を問わず様々

な知識や技術、専門能力を身につけるなど、職員としての資質や能力の向上を目指します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
人事評価対象者割合	%	34.1	↑	100.0
研修会や職場研修の延べ参加者数	人/年	3,410	↑	4,000

14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上を目指します。

(重点取組)

- ① 市民からの様々な意見に潜む行政サービス向上のためのヒントや事務処理ミス等で得た反省を全庁的に反映させるため、個別の情報を集約し広く業務改善に生かします。
- ② 日常業務で発生するトラブルにおける職員の初動対応力の向上を図ります。
- ③ 自然災害や感染症など、市民生活に重大な影響を及ぼす事態が発生した際にも、行政機能を継続するための「事業継続計画（BCP）」の見直しを定期的に行います。
- ④ 様々な社会環境が変化していく中でも、職員一人一人が常に高い倫理観を持って職務を全うし、社会的責任が果たせるよう職員の行動指針を作成するとともに、法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理研修をはじめとする法令遵守研修を行います。
- ⑤ *マイナンバー制度が新たに始まることから、従来よりも更に高いレベルの個人情報保護や情報セキュリティ対策が求められるため、職員意識の向上と定着を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
危機対応に関する職員への意識調査における理解度	%	—	↑	100.0
法令遵守研修の参加者数	人/年	143	↑	200
情報セキュリティ自己点検における達成率	%	87.0	↑	100.0

市民主体による取組

- ◇ 市民から見た行政の改善点の提案

【関連する課題別計画】

芦屋市人材育成基本方針（H26.3改定）

芦屋市人材育成実施計画（H27～H29）

危機管理指針（H25改定）

*事業継続計画（「芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）」に包含）



経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

【基本構想】

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていて裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口（15～64歳）の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならぬことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

施策目標 15-1

様々な資源を有効に活用している

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。</p>	<p>⇒ *芦屋川特別景観地区の指定や「景観計画」策定に向けた取組のほか、「市民マナー条例」に基づく取組により、快適で住みよいまちづくりを進めました。</p>
<p>○ 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。</p>	<p>⇒ 公の施設の管理運営においては、*指定管理者制度による運営を拡充し、一部の施設ではNPO法人や地域活動団体が運営を担っています。</p> <p>⇒ *PFI手法により市営住宅の集約化による大規模建替事業を進めるほか、教育、福祉などの分野では大学との連携を進めました。</p>
<p>○ 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。</p>	<p>⇒ 老朽化した市営住宅の建替えに際し、市内各所にある市営住宅を集約し、さらに集約した敷地内に消防分署や福祉施設を建設するなど、土地の有効活用や効率的な維持管理を図れるよう、大規模建替事業を進めました。</p> <p>⇒ 貸付け可能な市有地の利活用や、処分可能な市有地を一般競争入札などにより処分しました。</p> <p>⇒ *土地開発公社が保有していた土地については市が買い戻し、同公社を解散するとともに、処分可能な土地については順次処分を行い、それ以外の土地については活用などを行うこととしました。</p>

後期の課題

- 長期的には、人口減少も見込まれる中、住み続けたいまち・住んでみたいまちであるためには、今後も、芦屋の個性や魅力をさら更に高めていくことが必要です。
- 市民サービスの向上に向けて、民間のノウハウ、資源を活用するとともに、それらの検証、評価を適切に行いながら、広域的課題については、国、県、近隣市とも連携した取組を検討することも必要です。
- 資産管理においては、少子高齢化や人口減少の動向を踏まえ、既存施設の老朽化の状況を分析し、今後の公共施設の在り方の方針を定め、資産の適正管理の仕組みを作っていくことが必要です。

後期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち芦屋を目指します。

(重点取組)

- ① まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実を基本目標として掲げ、それに基づく施策を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	%	84.6	↑	90.0

15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、効果的かつ効率的なサービス向上に努めます。

(重点取組)

- ① 民間事業者、大学などをはじめとした民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。
- ② 広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。
- ③ *指定管理者制度を導入運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*指定管理者制度導入施設の利用満足度	%	—	↑	80.0

15-1-3 市が保有する資産を一元管理し、適正化と有効活用を図ります。

(重点取組)

- ① 全ての公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みなどを算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「*公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。
- ② *土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるよう、資産管理を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
活用可能な市有地の活用率	%	87.7	↑	100.0

市民主体による取組

- ◇ 芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
- ◇ 芦屋の個性や魅力の発信

【関連する課題別計画】

芦屋市創生総合戦略（H27～H31）（H27 策定予定）

芦屋市行政改革実施計画（H24～H28）

公共施設の保全計画（H24）

*公共施設等総合管理計画（H28 策定予定）

施策目標 15-2

歳入・歳出の構造を改善している

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組みます。	⇒ 行政改革の取組のほか、*事務事業評価において妥当性、有効性、効率性を評価することにより事業の手法や効果を検証し、歳入の確保と歳出の抑制を図りつつ、経営資源の最適配分に努めてきました。
○ 財政健全化のための取組を進めます。	⇒ 「芦屋市行政改革実施計画」に基づき様々な課題に取り組むとともに、*市債残高を早期に減少させるため、借入の抑制や繰上償還などに取り組み、平成26年度(2014年度)末には「芦屋市行政改革実施計画」の目標である500億円を切ることができました。

後期の課題

- 少子高齢化の進行に伴って増加する社会保障費や公共施設等の老朽化への対応など、財政の先行きは陰しさを増しています。
- 更に効率的な行財政運営を行うため、行政評価の仕組みを改善し、サービス向上に生かすことが必要です。
- 引き続き*市債残高の抑制に努めるなど、更なる行政改革の推進により早期に財政の健全化を図る必要があります。

後期5年の重点施策

15-2-1 各施策，事務事業の目的に対する効果を点検し，より効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。

(重点取組)

- ① 限られた財源を有効活用できるように、*施策評価、*事務事業評価を実施し、各施策、事務事業の妥当性、有効性、効率性などを検証し、改善に努めます。

指標	単位	現状値(H26)	指標の方向性	めざす値(H32)
市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」と回答した割合	%	68.4	↑	71.8

15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組みます。

(重点取組)

- ① 市が保有する債権の管理及び徴収に取り組めるように、徴収技術の向上に努め、適正に管理します。
- ② 行政サービスの提供に係る費用（コスト）を把握し、行政サービスに対する受益者負担の適正化に努めます。
- ③ 財政を健全運営するために、長期財政収支見込などに基づき、計画的に事業を実施します。
- ④ 下水道事業運営のより健全な運営を目指し、経営状況の的確な把握、計画性及び透明性を高めることができる公営企業会計化に取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市税徴収率(現年・滞納繰越分)	%	95.4	↑	96.7
*経常収支比率	%	91.7	↓	90.0
*将来負担比率	%	119.7	→	119.7

市民主体による取組

- ◇ 財政状況への関心と理解

[関連する課題別計画]

芦屋市行政改革実施計画（H24～H28）

